

設備設計一級建築士

- ・ 3階以上かつ、5,000 m³を超える建築物の申請には、設備設計一級建築士の関与（自ら設計又は、法適合確認）が必要になりますので、申請する設備関連図書には設備設計者の事務所名、一級建築士登録番号、設備設計一級建築士交付番号を記載の上、署名捺印をして下さい。
（※記載方法がわからない場合にはお気軽にお問合せ下さい。）

給排水ガス設備

- ・ 防火区画貫通箇所を使用する大臣認定工法については、その措置をする部位（床・壁等）ごとに認定番号の記載（平面図・系統図）をして下さい。認定書写しの添付を省略することができます。
- ・ 阻集器（ガソリントラップ、グリーストラップ等）は構造図を記載するか、参考資料としてカタログコピーを添付して下さい。

換気設備

- ・ 法的に自然換気が必要な居室（住宅居室・保育室・学校教室など）以外の居室は、機械換気計算もしくは自然換気計算を記載して下さい。
- ・ シックハウス換気計算の気積範囲には、換気経路となる非居室・廊下等がある場合にはその部分も算入して下さい。

電気設備

- ・ 幹線設備や非常電源設備の配線経路で防火区画貫通箇所を使用する大臣認定工法については、その措置をする部位（床・壁等）ごとに認定番号の記載（平面図・系統図）をして下さい。
- ・ 非常照明設備で器具を天井面に設置せず、梁下や吊り金具で下方へ設置している場合には、器具のシンボルのほかに取付け高さ（例：器具aは吊り金具FL+2500）を記載して下さい。

避雷設備

- ・ 2面以上の立面図として記載する場合には、縮尺は計測できる尺度（1/100、1/200、1/300）として下さい。
- ・ 支持管の強度計算として、支持管風圧強度計算書・アンカーボルト引抜強度計算も添付して下さい。